

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月26日
【会社名】	日本ユニシス株式会社
【英訳名】	Nihon Unisys, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒川 茂
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲一丁目1番1号
【電話番号】	03 (5546) 4111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 原 和弘
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲一丁目1番1号
【電話番号】	03 (5546) 4111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 原 和弘
【縦覧に供する場所】	関西支社 (大阪市北区中之島三丁目3番23号) 中部支社 (名古屋市中区栄一丁目3番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

平成24年2月24日（当社年金資産委託先に対する業務停止命令発令）

(2)当該事象の内容

日本ユニシス企業年金基金は、年金資産の一部について、投資一任契約のもとAIJ投資顧問株式会社での運用を実施しておりましたが、当社は、その契約資産の大半が毀損しているものと判断し、平成24年3月期に一括して損失処理することといたしました。

(3)当該事象の損益に与える影響額

平成24年3月期の連結財務諸表において、55億円（概算）を特別損失として計上する予定であります。また、個別財務諸表において、41億円（概算）を特別損失として計上する予定であります。

以上